

当面の生産調整の進め方のポイント

1 基本的考え方

- 都道府県段階・市町村段階における推進に当たっては、行政、農協系統、集荷・販売業界等の関係者がそれぞれ及び相互に連携して生産調整目標を達成するため全力をあげることを確認する。特に、19年産において大幅に過剰作付けとなっている都道府県・市町村など、これまでの推進状況・達成状況等からみて必要な場合には、生産調整目標達成合意書の締結を行う。

2 主食用米の生産数量目標の適切な設定

- 都道府県間調整
1月10日を目途として、次の条件で、都道府県から生産数量目標の増減の申出を受け付けた上で、国が調整する。
 - ・ 目標削減申出都道府県 産地づくり交付金を加算
(110千円／トンを上限)
 - ・ 目標増加申出都道府県 産地づくり交付金を減額
(40千円／トンを下限)

3 「新規需要米」による生産調整方式の導入

- 飼料米、バイオエタノール米等の新規需要について、当該用途に確実に使用することを確認した上で、生産調整にカウントする。

4 目標達成に向けたコントロールの強化

- 各地域、各都道府県、全国において、関係機関が連携して、生産調整目標の達成に向け、目標配分・作付・収穫の各段階における取組状況を把握し、適切な対応をとる。

5 生産調整実施者メリット

- 麦・大豆・飼料作物等の生産の拡大、非主食用米の低コスト生産技術（多収品種、直播栽培、二期作、麦と非主食用米の年2作等）の確立に向けた取組（生産調整の拡大分）を支援する対策を補正予算において措置する。

6 目標未達成の都道府県・地域・農業者への対処（ペナルティ）

- 関係者は目標未達成とならないよう全力をあげることとし、未達となった都道府県・地域の具体的な取扱いについては、20年産の生産調整のステージごとの推進状況・達成状況等を見ながら、適切なタイミングで決定する。

7 農協系統の役割等

- 食糧法の枠組みに基づく生産調整の主体である生産者団体として、行政と連携して、生産調整の達成に責任を持って取り組むよう農協系統に要請する。

8 その他

- 各地の効果的な取り組みを関係者が共有し、また各地が抱える問題点の解決策を見出せるような仕組み（メーリングリスト等）を設ける。

地域水田農業活性化緊急対策

I 事業内容

- 1 地域全体として生産調整目標を達成しようとする地域水田農業推進協議会との間で、生産調整の拡大を図るための次の「長期生産調整実施契約」を締結した農業者に対し、「踏切料」としての「長期生産調整実施者緊急一時金」を交付

「毎年、その経営する水田のうち地域水田農業推進協議会の指示する面積に、麦・大豆・飼料作物又は地域水田農業推進協議会の指定する作物（ソバ、ナタネ等）を作付ける旨の長期契約（5年）」

- 20年産の麦・大豆・飼料作物等の作付面積（生産調整の拡大分）について、
 - ・ 19年産目標を達成している者は、5万円／10a
 - ・ 〃 を達成していない者は、3万円／10a

ただし、1農業者100万円を上限（地域協議会が生産調整目標の達成上特に必要であるとして都道府県協議会の承認を得た場合は、その額を上限とする。）

- 2 地域全体として生産調整目標を達成しようとする地域水田農業推進協議会との間で、生産調整の拡大を図るための次の「非主食用米低コスト生産技術確立試験契約」を締結した農業者に対し、「踏切料」としての「長期生産調整実施者緊急一時金」を交付

「その経営する水田の一部を活用して、地域水田農業推進協議会の指示に従い、非主食用米の低コスト生産技術（多収品種・直播栽培・二期作・麦と非主食用米の年2作等）の確立試験に取り組み、その試験結果等を、同協議会に報告する旨の長期契約（3年）」

- 20年産の試験圃場面積（生産調整の拡大分）について、5万円／10a

II 予算額

500億円（平成19年度補正）